

平成 23 年 5 月 18 日
総務委員会

県内開催の北信越大会への運営補助金支給の取扱いについて

過去より、県内開催の北信越大会への県協会からの運営補助金(事業振興費として整理)については、支払基準が明確でなく、また、請求にもバラツキが見られる等の問題点があったため、平成 23 年度からは以下の取扱いといたします。

記

1. 基本的考え方

- ・北信越連盟が主催する北信越大会において、一律「運営費補助 5 万円」を補助する。
- ・大会の決算の結果、不足が生じた場合は、理事長、副理事長で協議する。

2. 事務局への請求方法および支給について

(1)大会開催の 2 週間前までに、開催要項と予算書をメールにて提出する(予算書様式は別紙1参照)

※交通費や宿泊費等、単価を明確に記載すること。

※地方公共団体等からの助成金制度がある場合、利用すること。

※仮払いが必要な場合、その旨記載すること。

(2)大会終了後1ヶ月以内に、領収書等証拠書類(写し可)を添えて決算書を提出する。
(証拠書類は郵送、決算書はメール)

※証拠書類は収入も含め、必ず提出すること。証拠書類がないものは原則認めない。

(3)1ヶ月を目途に証拠書類および決算書を念査する。5万円を補助しなお不足金が発生した場合、理事長・副理事長で協議し、支給の可否・支給額を決定する。

※念査の結果、不明瞭な会計処理等が判明した場合、支給を止める(返金を求める)場合がある。

以上

(補足)

- ① メール宛先、証拠書類郵送先は、事務局ではなく、事務局長 山口までお願いします。
- ② メールアドレスについて、わからない場合、事務局までお問い合わせください。
- ③ 証拠書類郵送先については、開催要項、予算書送信時に、返信メールでご連絡いたします。
- ④ 「一律補助金5万円」は、開催前に振込む場合、「仮払い」の扱いとします。大会終了後、決算内容の念査が終了した段階で「確定」といたします。